

日本腹膜透析医学会教育研修医療機関規則

第1章 総則

第1条 NPO 法人日本腹膜透析医学会（以下「本学会」という）は、腹膜透析医療に携わる優秀な医療職の養成をはかるとともに、透析医学の向上発展を促し、国民の福祉に貢献することを目的として、本学会教育研修医療機関規則（以下「本規則」）を制定し、本学会教育研修医療機関（以下「腹膜透析教育研修医療機関」という）の認定、および腹膜透析教育研修を実施する。

第2章 腹膜透析教育研修医療機関審査委員会

第2条 本学会は前条の目的を達成するため、腹膜透析教育研修医療機関審査委員会（以下「委員会」という）を置き、腹膜透析教育研修の実施および改善に関わる審議を行う。

2 委員会は、理事長の指名する担当理事および本学会評議員（以下「評議員」という）より構成する。

第3条 理事長は委員会および本学会理事会（以下「理事会」という）の議を経て、委員長を本学会の評議員の中から指名し委嘱する。

第4条 本規則の施行に関して、委員会によって決定された事項は、理事会の承認を得て、会員に公示する。

第5条 理事長は委員会委員にふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは、理事会の議を経て解任することが出来る。

第3章 腹膜透析教育研修医療機関

第1節 腹膜透析教育研修医療機関の申請資格

第6条 腹膜透析教育研修医療機関は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。

- 1) 申請時において、本学会の施設会員であること。
- 2) 一般社団法人透析医学会認定施設もしくは入院病床を有する同医学会教育関連施設であること。
- 3) 原則として維持腹膜透析患者を30名以上常に管理しており、導入例数が平均月1例以上あること。
- 4) 1名以上の本学会認定医および本学会認定指導看護師が常勤していること。
- 5) 診療施設の長が他の医療機関の教育研修希望者を受け入れる意思があること。

- 6) 地域の医療機関へ腹膜透析の啓蒙活動を年1回以上実施する意思があること。
- 7) 研修受講者に指定した腹膜透析研修カリキュラムを達成させることが出来ること。
- 8) 既に他の寄附講座などによる教育研修事業を行っていないこと。
- 9) 提供される研修内容が大学における通常の教育・研修の一環でないこと。
- 10) 半期に1回の研修経過報告と年1回の研修実績報告に関する書類を提出出来ること。

第2節 腹膜透析教育研修医療機関の申請

第7条 腹膜透析教育研修医療機関の資格認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定める申請書類等を委員会に提出する。

- 1) 腹膜透析教育研修医療機関申請書類
- 2) 誓約書

第3節 腹膜透析教育研修医療機関更新の申請

第8条 腹膜透析教育研修医療機関認定証の有効期間の満了する日の1年以内で、腹膜透析教育研修医療機関の更新を申請する診療施設長は、次の各項に定める申請書類等を委員会に提出する。

- 1) 腹膜透析教育研修医療機関更新申請書類
- 2) 誓約書

第4節 腹膜透析教育研修医療機関の認定および腹膜透析教育研修医療機関更新の認定

第9条 委員会は、設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、腹膜透析教育研修医療機関認定および腹膜透析教育研修医療機関更新を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。

第10条 委員会は、申請時に、腹膜透析教育研修医療機関認定の申請書類等によって審査を行い、本学会認定施設としてふさわしい診療施設を腹膜透析教育研修医療機関の認定施設とし理事会に推薦する。

第11条 理事長は、委員会が認定施設として推薦した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。

第12条 委員会は、申請時に、腹膜透析教育研修医療機関更新の申請書類等によって審査を行い、本学会認定更新施設としてふさわしい診療施設を腹膜透析教育研修医療機関の認定更新施設とし理事会に推薦する。

第13条 理事長は、委員会が認定更新施設として推薦した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。

第14条 理事長は、腹膜透析教育研修医療機関認定名簿への登録を行い、腹膜透析教育研修医療機関認定証を交付する。

- 2 腹膜透析教育研修医療機関認定証の有効期間は、次年度の9月1日から3年間とし、終了日は8月31日とする。

第5節 腹膜透析教育研修医療機関資格の喪失

第15条 腹膜透析教育研修医療機関は次の各項の理由により、委員会の議を経てその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付し、腹膜透析教育研修医療機関としての資格を辞退したとき。
- 2) 腹膜透析教育研修医療機関認定証の交付を受けた日から満3年を経て腹膜透析教育研修医療機関の更新を受けなかったとき。

第16条 理事長は、腹膜透析教育研修医療機関として不相当と認められた理由のあったときは、委員会および理事会の議により、認定施設を取り消すことが出来る。

- 2 腹膜透析教育研修医療機関の資格喪失に不服を生じた場合、その施設の長は決定通知の日付より30日以内に委員会に異議を申し立てることが出来る。

第17条 委員会は認定施設資格喪失の異議申し立てに対して、委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。

- 2 異議を申し立てた施設長は、その審議のための委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
- 3 理事長は、委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。

第4章 規則の変更と疑義の処理

第18条 本規則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。

第19条 本規則の施行について疑義を生じたときは、委員会で処理し、処理困難な事項は、理事会の議により決する。

第7章 罰則

第20条 罰則は次の各項に定めるものとする。

- 1) 腹膜透析教育研修医療機関が不正行為による資格取得など信用を著しく傷つける行為をした場合、腹膜透析教育研修医療機関の認定の取り消し、または期限

付きでの資格の停止をすることが出来る。

- 2) 腹膜透析教育研修医療機関が不正に申請または更新の申請を行った場合や腹膜透析教育研修医療機関の名称を広告などで名乗った場合は、申請資格の喪失、期限付きでの申請資格の停止が出来る。
- 3) 罰則に不服を生じた医療機関は、決定通知の日付より30日以内に委員会に異議を申し立てることが出来る。
- 4) 1) 2) は委員会および理事会の議により執行することが出来る。

附則 (令和5年9月15日制定) 同日から適用する。